

第1243回 高知市教育委員会11月定例会 議事録

1 開催日 令和2年11月19日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第67号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（継続審議）

日程第3 市教委第68号 令和3年度機構改革（案）について

報告 ○いじめの重大事態に係る調査報告書の説明

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	参事教育環境支援課長事務取扱	岩 原 圭 祐
	教育環境支援課学校 I C T 担当副参事	和 田 広 信
	人権・こども支援課長	山 中 浩 介
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和2年11月19日（木） 午後5時～午後6時20分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後5時

山本教育長

ただいまから第1243回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員，よろしくお願いいたします。

西森委員

はい。

山本教育長

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第67号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。この件につきましては，前回11月10日の臨時会からの継続審議となっています。前回の臨時会におきまして委員の皆様からいただきましたご意見を受け，修正した箇所につきまして，ご説明させていただきます。

なお，事務局の進行の都合上，対象事務3「GIGAスクール構想推進事業」から進めさせていただきます。それでは，事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課学校ICT担当副参事

順番が変わりまして申し訳ございません。それでは，前回の教育委員会を受けて，ご意見等をいただいたことを含めて，修正，追加，変更したところを，具体的に説明させていただきたいと思います。

それでは資料の方は，23ページになります。提言の中身の取組について報告させていただきたいと思います。まず，提言①でございます。「ICT活用に積極的な教員による推進とICTが苦手の教員に使用してもらう取組への対応」ということで，特にご意見はありませんでしたけれども，こちらとしましては，4行目ぐらいの「体制づくりが必要である」ということを受けて，教育委員会として，例えばきっかけづくりなどの具体例を追加させていただきました。一つ目が，学校現場においてICTの活用を得意とする若手教員とベテラン教員が協議する場を持つことによって，お互いの資質，能力の向上につながる，そういった相乗効果が期待できるのではないかとといったことと，あと，これも前回，口頭でお話したことですけれども，教育委員会が主催をする様々な研修等がございますけれども，そういった中で振り返りでありますとか，あえてICTを利用する場面を仕組んでいくといったことを含め，新体制を作っていくという形で少し加筆，修正させていただきました。

続きまして，提言②です。「日常的な場面でのICT機器の利用による効果の実感とICTを活用することで初めて可能となる新しい授業の創造」ということで，いただいたご意見につきましては，評価委員さんからいただいた提言の内容のことも踏まえた形で，書き加えております。具体的に申しますと，上から6，7行目ぐらいに「例えば」という段落がありますが，こちらの方でまず，電子黒板を授業以外の学校生活に用いる具体例として，三つほど書かせていただきました。さらに，今後非常に必要となってきます特別支援教育における活用についての部分を書き加えていた

できました。やはり文科省の方も、特別支援教育においてはＩＣＴが活用できる、効果的であるというようなことがうたわれておりますので、そういったことをきちんと把握して、教育研究所、あるいは特別支援学校と連携していくということを書き加えさせていただきました。

続きまして、提言③でございます。24ページです。「ＩＣＴの活用による子どもたちへの学びの保障の新しい形の形成」ということで、ＩＣＴ機器を活用することによる新しい学びのスタイルというのを、今後、学びの保障の観点で実施していこうということで加筆させていただきました。第三段落目の「例えば」といったところから終わりまでが書き加えた部分です。一つ目がタブレットを活用した個別学習で学習状況を随時確認しながら、適切な支援が可能となるといったこと、また、インターネットを利用して調べ学習を進めていくことは、興味、関心のある話題や内容について、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集、整理、分析する活動につながり、児童生徒の学習をこれまで以上に深めていくことが期待されるといったこと、そして、これは県との連携になりますが、県が児童生徒の学習履歴、スタディログと申しますけど、そういったものを組み合わせていくことによって、子供たちのつまずきとか、どこで個別指導が必要なのかとか、そういったカルテのようなものができる「高知県版学習プラットフォーム」と言いますが、そういう仕組みを今後構築すると聞いておりますので、そういったところも活用することで子供たちのより良い学びの保障を作っていくことが可能になること、最後に「プログラミング教育」になりますが、ご存じのようにプログラミング教育も必須となりましたので、そういったことも含めて、例えばある学校ではゲーム感覚を取り入れながら、ドローンを操作するといったことをプログラミングに取り入れておりますので、こういった実践を新たな取組として市内に広げていきたいという思いで書かせていただきました。

続きまして、提言④につきましては大きくは変えておりません。少し文言を変えております。

続きまして、提言⑤ですが、「コロナ禍での学習スタイルの見直しに対するソフト面への具体的取組」といったことで、少し加筆、修正したのが、タブレット端末を活用した家庭学習のところです。評価委員さんからもオンライン授業という話がありました。本市では、第二段落目にありますが、オンライン授業や授業動画のデマンド型配信について検討を進めることはやっていかなければならないですが、それに当たっては一つ大きな課題として、家庭のWi-Fiの環境が整っていないというところもありますので、そういった課題を見据えて、現在はSDカードの整備を進めていくことを書かせてもらっております。

そして、提言⑥につきましては、特に変えておりません。

26ページ、提言⑦です。横の連携のところを少し具体的な形で書かせていただきました。主に4行目ぐらいからになりますが、推進協議会には教育環境支援課、学校教育課、教育研究所の指導主事がございますので、それぞれの所課が抱える課題や必要性に対して、お互いに連携、協働することで、マーケティングの世界ではニーズとシーズのマッチングという言い方をしますが、そういった意味合いで、三つの所課が連携、協働しながら、ＩＣＴの活用における諸課題を解決していく取組を進めていくこととしています。それと併せまして、教育委員会内のことですが、令和3年度に向けて現在準備を進めております、機構改革についての文言も追加させていただいたところです。

以上、簡単ですけど説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

特別支援のところについて、大変心のこもった記述をしていただいてありがとうございます。なお、後で出てくると思いますが、ＩＣＴ機器の活用について、不登校に関しては不登校のところに書き込んでいただいているという感じですか。

それと、言葉でどうかと思ったのが、23ページの提言①の中で、「あえてＩＣＴを利用する場面を仕組んでいく」という、この「あえて」という言葉が、「積極的に」とか「随所に」とか、語感の問題ですけれども、何となく「あえて」と言うちょっと悪いことをするイメージになってしまいう気がしますので、ちょっとそのような提案をさせていただきますが、こだわっているものではないと思います。ありがとうございました。

教育環境支援課学校ＩＣＴ担当副参事

ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

谷委員

全体的にはいいのではないかと思います。23ページの提言②のところの評価委員さんの意見を読んでみると、日常的な場面でのＩＣＴの活用を書くにしろ、そうすることによって初めて可能となる「新しい授業を創造していく」ということが意見に出ています。提言③にも新しい授業の在り方が載っていますが、提言②でも最初の２行に「新しい授業の創造」のためには、教員が日常的にＩＣＴ機器を利用することが取組の一つであり、基礎となる」とあり、日常的なもので授業ではないけど、いろんな場面で使えるということが書かれています。だから、これはこれでいいと思いますが、最初の２行については「新しい授業の創造」ですから、「新しい授業の創造のためには、教員が日常的にＩＣＴ機器を利用し」と書いてあるところにもう一言ほしいです。「利用し、効果的な授業の在り方を探求していく取組」とか、もう一歩進んで「効果的な授業を探求していく」とか。そこに新しい授業を創造する芽があるわけですから、日常的にいろんな場面で使うと同時に、より効果的な授業を探求していくというものがあれば、この提言②への回答としていいのではないかと思いますので、最初の２行に少し付け足して、「ＩＣＴ機器を利用し、効果的な授業の在り方を探求していく取組が重要であり、基礎となる」としたほうが、よりいいのかなという気がします。なおご検討ください。

教育環境支援課学校ＩＣＴ担当副参事

追加します。

谷委員

もう一ついいですか。24ページの提言③ですが、結局、ＩＣＴ機器の活用によって、やはり授業そのものがより良くなっていかなくてはなりませんので、一つだけ希望したいのは、学習指導要領とか総則とか、そういう言葉を除いてはどうかということです。学習指導要領に書いてあることを実施していくのは、我々の教育として当たり前というか、実施しなければならないものです。この回答は、市教委としてこのことについては進めていくという、市教委主体というような部分が回答に出ていればいいということで、例えば最初の「学習指導要領の総則において、新たなに」というところは除いたらどうでしょうか、言いたいことは分かってもらえるでしょうか。要は、市教委として重要であるということで、学習指導要領に載っていることをそのまま書いても全然構わないと思います。これが大事というように。その次に文科省から出された手引きの中に云々とありますが、これも単に「ＩＣＴ機器を指導に取り入れれば、教科等の指導が充実するわけではないと考える」と、それでいいわけです。市教委としてそうです。市教委としての態度がこれですので、だから、そういう書き方に少しだけ修正してもらえれば、市教委の主体性がより一層出るのかなという気がしました。以上です。

教育環境支援課学校ＩＣＴ担当副参事

ありがとうございます。

森田委員

先ほど谷先生のお話を聞いて思ったことですが、24ページの提言③のところで、情報活用能力を付けていくという話の中で思いましたが、黄色のところでも真ん中ぐらいになりますか、「情報の選択力」というような具体的なことも書ければいいと思いました。ここに「情報を主体的に収集、整理、分析」と書かれていますけど、自分で頑張って収集したけれども、お勉強したことと実際インターネットの嘘というか、インターネットも正しいこともとんでもないこともありまして、やはり何が正しくて、何が気を付けなければいけない情報なのかとか、そういうものを具体的に自分で判断、グループで判断していくとか、そういうことが高知市としても大事なところなのではないかと思います。「学習指導要領の総則において」を取ったとして、ここでは「情報活用力」、本当に具体的に言えば、もちろん自分で取っていくのは大事ですが、そこをみんなで「これはどう思う。これは間違っていないですか」とか、「これはちょっとおかしいのではないか」とか、そういう判断力も培うというものがあるといいと思いました。

山本教育長

ありがとうございます。ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

そうしましたら、いただいたご意見につきましては、また、最終確認の文書はお送りさせていただきますけれども、私の方でも確認した上で修正を加え、処理をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に対象事務1「学力向上対策」について説明をお願いいたします。

学校教育課学力向上指導監

対象事務1「学力向上対策～学力向上推進室の取組の更なる充実～」について、先日、臨時会においてご意見をいただきました部分を中心に修正、加筆等をいたしました内容について、ご説明をさせていただきます。

報告書の6ページをお開きください。「点検評価委員の意見・提言への対応」につきまして、評価委員から本事業について肯定的に評価されていることについて、もっと記述をしてはどうかとのご意見をいただきましたので、28ページからの評価委員の意見を基に、6行目の終わりの部分から「しかしながら、調査開始当初の状況と現状の比較において学力水準は着実に向上しており、評価委員からは「本事業の方向性は正しいものである」との高い評価をいただいた」の一文を入れさせていただきました。また、多面的な評価の効果的な活用についての記述も併せて加えております。また、学力向上推進室の活動が、本市の学力向上における中心的役割を担うことをより明確に示すために、6ページの18行目からの段落に、関係の文言を挿入いたしました。

次に、7ページの提言③でございます。提言③の文言が「標準偏差値」を「標準偏差」に変更になっている点が一つでございます。そして、教育委員さんから前回いただきました「児童生徒個々のつまずき等の把握についての取組」について、2段落目に具体的な内容を追記し、3段落目には、対象事業3の「GIGAスクール構想推進事業」との関連から、ICTの活用を含めた効果的な支援についての内容を加えました。

同じく、7ページの提言④でございますが、提言の文末が「学校の理解度を把握し、向上させるための検討」というところを「学校と共通理解を図ることの必要性」と表現を変えました。そして取組ですが、学力向上推進室の訪問指導等の学校側の受け止めについて、訪問回数が伸びない、つまり、継続した訪問へつながっていない学校への対策について、8ページになりますが、高知市教育委員会と校長との面談や、初任者指導における授業づくりの指導助言等を通して、学力向上対策

の取組内容の理解を、まずは学年単位や教科単位で広げていくことが、学校全体の組織的な授業改善の研究につながり、継続した支援となっていくことを、最終段落として追記をいたしました。

同じく、8ページの提言⑤でございますが、提言の文言が「目的や取組内容」という部分を「狙いと方策」と変更しております。「学校の考えの把握及び振り返りの必要性」というところも、「学校と共有化を図ることの必要性」と変えております。対応する取組の内容につきましては、教育委員さんからご指摘いただきました、2段落目の後半部分について、成果の表れた学校の特徴についての記述の文末を「学校の研究推進等への関わりの中で醸成に努めている」と言い切る形としまして、その影響により具体的な指標として、学校長の自主的な活動についての記述を加えました。

提言⑥につきましては、先ほどGIGAスクールの方で説明がありましたが、対応する取組の文末の部分に、教育委員会内の「機構改革」に関する記述を追記しております。

最後に、10ページの様式1「点検・評価シート」の4「今後の取組」の評価問題の前に「学習の定着度等を把握するための」の記述を加えまして、また、5の「評価」の評価内容の欄の後半部分を「訪問指導による授業改善の取組や学校経営への指導助言を引き続き行っていく」と変更いたしました。以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

まず、10ページのところは、評価問題だけではと言っていました。こうやって書いてもらうと非常に分かりやすいので、有り難いと思います。それと、「評価内容」のところも学校経営も入ってすごく良くなったのではないかと思います。あと、8ページのところの「他校の取組を積極的に学ぶ活動も生まれている」、こういったことも書いていればとてもいいと思いました。

それで、一つだけありますが、提言④の8ページのところの3行目の中ほど、「学校の理解度」とありますけど、私は多分、共通理解を図っていない学校が1校でもあるとすれば、そういう学校はこういうところを見erと思います。理解度という言葉がやはり子供たちの学習の定着度とか理解度とか、そういうのは分かりますけど、「学校の理解度はどうですか」となると、学校に対して少し気になるところがありまして、「学校の理解や進捗の状況を」と修正すればどうでしょうか。「学校の理解や進捗の状況を把握し」としたら問題なく言いたいことも言えると思うので、これは案です。

学校教育課学力向上指導監

分かりました。

谷委員

もう一つは、次の5行の黄色のところを書いてありますが、この中の2行目、「学力向上推進員の初任者指導における授業づくりへの指導助言」とありますが、これも学力向上推進員の皆さんがどう思うのか、初任者指導もちろん重要で実施してくださっていますが、学力向上のための推進員として、まずは学校経営、学校経営計画とかの指導を年間4回、これは全部の学校を行っていますか。

学校教育課学力向上指導監

全部行っています。

谷委員

ということは、そういう学校経営について校長と話して実施している、それが推進員の大きな仕事で、それで学力向上を図っていく、それとやっぱり初任者指導もあるということなので、これだけ読むと「推進委員さんの仕事は初任者指導が多いのか」というように、推進員の方も誤解してもいけないし、やっぱり推進員の皆さんが「私たちは学校経営の指導助言をしています」と「初任者

研修もしています」という意識が大事かと思います。そこで「学力向上推進員の学校経営や授業づくりへの指導助言」とすればいいという気がします。案です。ご検討ください。

学校教育課学力向上指導監

ありがとうございます。

谷委員

それと、29ページの評価委員さんからの意見等も簡潔にまとめてくれて、ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

森田委員

私が間違っているのかもしれませんが、8ページの提言⑤のところで、青い字で「事業の狙い」と書いていて、ここは漢字で書いていますけど、仕事柄、私が見るときはひらがなが多くて、余り本を見ていないですけど、漢字で書くべきところなのでここは漢字で書かれているのでしょうか。何か「学習のねらい」というときはひらがなではないのでしょうか。

谷委員

普通ひらがなで書いています。

森田委員

ひらがなですか。

谷委員

けど、「事業の狙い」なので、また違うでしょうか。

学校教育課学力向上指導監

学校とか教育場面で出てくる「ねらい」は、ひらがなで出ているのが多いです。

山本教育長

そこはまた直させていただきます。

学校教育課学力向上指導監

ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

それでは、この件は終わりました。次の対象事業2「不登校対策」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育研究長

11ページをお願いします。対象事務2「不登校対策」につきまして、11月臨時教育委員会でご指摘を受けまして、加筆、修正した点をご説明いたします。

まず、グラフについての縦軸ですが、「パーセント」と「人」の単位を加筆しております。

次に、14ページをお開きください。「点検評価委員の意見・提言への対応」で、提言①への対応につきましては、15ページ2行目からの段落に「不登校対策としてICT機器を活用した学習支援についても協議しながら」と加筆しました。また、ご指摘のありました文末の表現につきましては「検討していく」とし、分かりやすい表現に修正をいたしました。同様に、提言②に対応する取組の文末につきましても、「条件整備について検討していく」と修正しております。

次に、提言③に対応する取組につきましては、16ページをお願いします。7行目にありますように、「作成した資料を統合型校務支援システムやグループウェアの共有文書に登録し、教員がいつでも確認できるようにするなど」と加筆しまして、具体的な活用方法を示すようにいたしました。

次に、提言⑤につきましては、提言自体を「事業の狙い」、この「狙い」も同様にひらがなに変更になると思いますが「事業の狙いと方策について、学校と共有化を図ることの必要性」とまとめ直しまして、そして、提言に対応する取組には、下から二つ目の段落で、「また、令和2年度9月の文部科学省事務連絡（「不登校児童生徒に対するＩＣＴ等を活用した学習支援について」）を学校に発信し、今後、整備が推進されるＩＣＴを活用した学習支援や相談支援に向けて、情報提供を行った」ことを加筆しています。

最後に、提言⑥「横の連携」につきましては、「児童生徒が安心して学習できる、トイレを含めた環境整備、また、子どもたち一人一人が学校の楽しさを実感できるよう給食メニューの更なる充実など、学校教育全体での取組が必要」と加筆し、環境整備を行うことで、高知市教育委員会全体で不登校の未然防止に取り組んでいることを説明いたしました。また、「新たな不登校を生じさせないために、学校教育課学力向上推進室は「授業づくり」への指導、助言、また、教育研究所教育相談班は人権・こども支援課不登校対策アドバイザーと連携しながら、学校訪問や校内支援委員会へ参加することによる校内支援体制の整備に向けた支援、助言を行うことで、未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組を推進している」と、取組を具体的に加筆いたしました。併せて「教育支援センターでは、少年補導センター児童自立支援教室と連携して、不登校児童生徒の自立への支援を行うとともに、教育環境支援課とも連携し、通所してくる児童生徒へのＩＣＴ機器の環境整備を図ったり、図書館・科学館課とも連携し、ミニプラネタリウム等での理科学習を行ったりして、学習環境の充実にも取り組んでいる」ことも、併せて加筆いたしました。そして、「教育政策課では、学校の老朽化したトイレを洋式化し、安心して使用できるトイレを整備するなど、児童生徒のための環境整備に取り組んでいる。教育環境支援課では、教材としての学校給食を実施するために、地場産品や旬の食材、体験活動で栽培、収穫した食材、学校教育の中で登場する食材等を積極的に活用することで、児童生徒の地域理解や興味関心の推進につなげるとともに、子どもたちの嗜好も取り入れ、給食内容の更なる充実を図っている」ことを加筆しまして、子供たちを取り巻く環境の改善を行い、魅力ある学校づくりにそれぞれの担当課で、不登校対策の共通の目的の下、取り組んでいることを加筆いたしました。最後の3行は、今までの二つの事業と同様でございますが、「機構改革の準備を進めており、その中で様々な課題に対応することのできる組織体制についても検討していく」と加筆しております。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

不登校の児童生徒へのＩＣＴ等を活用した学習支援について、きちんと取り上げていただき、これはこれからのすごく大事な部分で、まだ進んでいない学校も随分全国的にもあるように聞いていますけど、こうやって出しておくことが大事だと思います。

それと、もう一つは提言⑥「連携の必要性」ですけど、私も連携はいろんな所課に関係があるのではと思っておりましたが、これ以上ないほど連携を書いていただいて、ありがとうございました。それで気になったのが、「トイレ」が2回ほど出ていますけど、トイレというのは委員から指摘があったということですか。

山本教育長

そこは違います。

谷委員

トイレについては下だけでいいと思いました。ですから3行目ですが、「児童生徒が安心して学習できる環境整備」、これでいいと思いました。「トイレを含めた」とあえて書かなくてもいいと思います。「また、子どもたち一人一人が学校の楽しさを実感できるような諸活動の充実など」でいいと思います。トイレとか給食とかを浮き彫りにしていますけど、要は、そういう全体が大事ですと最初を書いておいて、大綱にもありますと書いておいて、後で細かい説明ができていたら完璧という感じがしました。ありがとうございました。

山本教育長

ありがとうございました。

西森委員

私も全く異論はございません。本当にICTの必要なところをここに書き込んでいただいて、有り難いと思っています。それで、赤字で書かれているところの下から2行に、「ミニプラネタリウム」と書いていますが、これは科学館のプラネタリウムのことですか。

山本教育長

これは持ち運びできるものです。県内いろんなところに持って行って、来られない学校でも見てもらえるようにということです。

西森委員

分かりました。了解です。何か唐突に「ミニプラネタリウム」と出てきたので、そういうものがあるのだと思いますが、皆さんが分かるということでしたら、それで構いません。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

それでは、ご意見もないようですので、この件について質疑を終了させていただきます。いただいたご意見については、私の方で確認をし修正をした上で仕上げたいと思っておりますけれども、それを前提としまして採決をさせていただきたいと思っております。

市教委第67号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案を基本的に了とし、本日の会でのご意見も踏まえ、修正点や字句の整理等については私と事務局で協議し、報告書として取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

それでは、市教委第67号について、報告書の最終の取りまとめは私の方が責任を持って行わせていただくことにいたします。

続きまして、日程第3 市教委第68号「令和3年度機構改革（案）について」を議題とします。先ほども少し、点検評価の中でも出てきましたけれども、今、考えております機構改革について、説明の方をさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

令和3年度機構改革（案）について説明します。

前回の定例教育委員会でも、来年度の機構改革案について少し説明をさせていただきましたが、「都市の魅力向上」や「地域経済の活性化」などの政策を全庁的に推進していくために、文化、スポーツ部門の業務を市長部局で行おうとするもので、教育委員会から、生涯学習課、スポーツ振興課、民権・文化財課の三つの課を市長部局に移管しようとするものです。

資料の機構図をご覧ください。図の左端ですが、生涯学習課は名称を文化振興課に変更して、その下にあります民権・文化財課と合わせて総務部に移管します。スポーツ振興課は市民協働部に移管します。

今回の機構改革については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条に基づくもので、法律には四つの項目があり、「社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」、「学校での体育を除くスポーツに関すること」、「文化に関すること」、「文化財の保護に関すること」については、条例で定めれば市長が事務を行うことができるとされておりますことから、法に基づき条例を制定して移管しようとするもので、次の12月市議会に総務部から条例議案が提出される予定となっております。

1枚ものの資料に、「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の案とその「条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の案を載せております。「職務権限の特例に関する条例」で、先ほど申し上げた法律で定めのあるところを規定して、市長の職務権限を明確化し、次の「条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」で、関係する様々な条例を一括で改正することにしていきます。教育委員会の所管としては、関係条例の整備に関する条例の第6条から、第30条までの25の条例を改正する予定です。

各条例の改正内容については、「高知市教育委員会」とあるのを「市長」あるいは「総務部」に改め、「教育委員会規則」を「規則」に改めるといった定型的なもので、今回の改正で内容の変更ありません。この条例改正に伴いまして、今後、令和3年4月1日までに条例施行規則など教育委員会規則を精査し、市規則として規定しなければならないものは教育委員会規則を廃止して、新たに市規則を制定することとなります。

資料の表は、現在、生涯学習課、スポーツ振興課、民権・文化財課の3課が所管している規則等で、網掛けをしている教育委員会規則については廃止し、改めて市規則を制定する必要があります。

この他にも、教育政策課等で所管している規則も機構改革に伴い改正の必要なものが多数ありますので、3月の教育委員会までに順次、お諮りしていくことになります。

なお、一点だけ、生涯学習課で所管している社会教育委員に関する事務については、条例を定めれば市長に移管できるものの中に含まれておりませんので、教育委員会の所管としながら、補助執行の形で市長部局において事務を行っていく方向で準備を進めております。

また、青年センターなどの青少年関係については、学校や校区との結びつきが大きいことから、移管せずに、引き続き教育委員会で事務を行うこととしています。

来年度以降、教育委員会で行う社会教育部門については、図書館・科学館課と青少年担当のみとなりますが、青少年担当を今ある課に統合するということではなく、まだ、検討段階ではありますが、例えば施設や環境整備系の課や事務系の課を新設して、その課に青少年担当含めるといったような委員会内の機構改革も検討しています。適切に事務ができるような体制を整えていきたいと考えておりますので、案ができましたらお示しをしたいと思います。

今回は、3課が市長部局へ移管されるという機構改革案の説明です。以上です。

山本教育長

ただ今、説明させていただいた部分については、12月議会へ提出となりますので、私の方で専決とさせていただいて、12月議会へ提出させていただきます。内容については、説明させていただいた内容で提案されることになります。

あと追加で少し説明しましたが、教育委員会の機構について、この中には出ておりませんが、青少年の部分が残ることも含めて、これまで学校の備品を教育環境支援課、学校の施設整備は教育政策課の中で分かれて行っておりましたが、一体的な事務ということで、施設整備と備品整備を行う課をできれば作り、あと、学籍簿は学校教育課、就学援助費については人権・こども支援課と、学校事務が分かれていたのを一つの課にまとめて対応するようにして、学校教育課、人権・こ

ども支援課は、それぞれ先生方が中心に学校支援に力を注げるような形の整備を現在考えております。そちらについても内容が固まりましたら、教育委員会でご説明させていただきたいと思います。

文化、スポーツというのは、今、市長部局や知事部局へ移るという流れができておりまして、高知県については、もう既に「文化スポーツ振興部」という部の中で対応しています。教育委員会の中では、例えば文化財で言いますと保存に力が入っておりまして、それを実際、観光資源として活用していくとか、スポーツについても振興することはできますが、スポーツツーリズムですとか、そういう展開の弱さというのがありましたことから、そういうところを市長部局の中で推進していくというのが大きな流れの一つになっておりますので、整理をしていきたいと思っております。

野並委員

夏季大学は生涯習課ですか。

山本教育長

生涯学習課の所管になりますので、市長部局に移る形になります。

谷委員

成人式はどうですか。

山本教育長

青少年関係は残りますので、青年センターや工石山青少年の家、成人式、青少協は教育委員会に残ります。

西森委員

結構、なくなりますよね。建物の指定管理者とかそういったものも移管されますか。

山本教育長

はい、青年センターと工石山青少年の家の指定管理は残りますけれども、体育施設の指定管理やかるぽ一との指定管理は市長部局へ移ります。元々、かるぽ一とは市長部局のもので、それを教育委員会の方で補助執行の形で行っていたものですので、市長部局に帰るということになります。

西森委員

分かりました。

谷委員

施設や備品管理、学籍簿など、まとめる課ができるといいかもしれません。

山本教育長

昔から施設整備と備品管理は一緒にした方がいいのではないかという議論はありましたけれども、なかなかできていなかったというのはあります。

谷委員

思い切って行うといいかもしれません。

山本教育長

はい、またそこを検討しまして、委員会の方でご説明させていただきます。

それではほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第68号「令和3年度機構改革（案）について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第68号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項ですが、次の報告事項は個人情報に関わる内容であるため、これ以降を秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

（この案件は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし，会議録に記載しない。）

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で，本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時20分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____